

愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を円滑かつ効果的に推進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(推進組織)

第2条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の業務を行う。

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (2) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者の養成に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会)

第3条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会の意見を踏まえて、同事業を推進する。

(第三者評価機関の認証)

第4条 第三者評価機関の認証については、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領」により行うものとする。

(評価の基準)

第5条 評価の基準は、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。ただし、評価基準に定める評価項目に第三者評価機関が独自の評価項目を加えて行うことを妨げない。

(評価の手法)

第6条 評価の手法は、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価業務実施要領」によるものとする。

(評価結果の取扱い)

第7条 評価結果の取扱いは、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価結果公表要領」によるものとする。

(評価調査者の養成等)

第8条 評価調査者を養成するための研修及び第三者評価機関の認証を更新するための研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 評価調査者養成研修

県は、評価調査者の候補者に対し、評価調査者のための養成研修を行うものとする。

(2) 評価調査者継続研修

県は、評価調査者に対し、評価調査者継続研修を行うものとする。

(3) 更新時研修

県は、第三者評価機関に所属する評価調査者に対し、更新時研修を行うものとする。

2 研修のカリキュラム等については、別に定める「愛媛県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領」によるものとする。

3 県は、適当と認めた団体に、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修の実施を委託することができるものとする。

(情報公開及び普及・啓発等)

第9条 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報公開

県は、県における推進体制及び認証した第三者評価機関に関する事項（名称、代表者名、所在地、評価対象サービス、評価料金等）について、情報の公開を行うものとする。

(2) 普及・啓発

県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解及び事業者の受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

(3) 情報交換

県は、第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(苦情等への対応)

第10条 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会で苦情への対応を審議する等、適切に対応するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。